

宅地開発事業の基準に関する条例

昭和四十四年十月十五日  
条例第五十号

- |    |                      |                     |
|----|----------------------|---------------------|
| 改正 | 昭和四十六年 七月二一日 条例第四二号  | 昭和四十六年 七月二一日 条例第四四号 |
|    | 昭和四十六年一〇月二五日 条例第六一号  | 昭和四十七年 七月一五日 条例第二四号 |
|    | 昭和四十八年 四月 一 日 条例第一二号 | 昭和四十九年 三月三〇日 条例第二五号 |
|    | 昭和五〇年 三月一七日 条例第一六号   | 昭和五十三年 三月三〇日 条例第一二号 |
|    | 昭和五八年 三月一六日 条例第四号    | 昭和五八年 三月一六日 条例第一二号  |
|    | 昭和六一年 三月二八日 条例第一二号   | 平成 四年 三月二六日 条例第三七号  |
|    | 平成 七年 三月一〇日 条例第二二号   | 平成 七年一〇月一三日 条例第六四号  |
|    | 平成 九年 七月一五日 条例第二〇号   | 平成一一年 七月一六日 条例第三四号  |
|    | 平成一一年一〇月一九日 条例第四四号   | 平成一一年一二月二二日 条例第五一号  |
|    | 平成一三年 七月 六日 条例第三五号   | 平成一六年 六月二五日 条例第四九号  |
|    | 平成一六年一〇月一五日 条例第五七号   | 平成一七年 四月 八日 条例第四九号  |
|    | 平成一七年一〇月二五日 条例第一〇一号  | 平成二八年一〇月二五日 条例第五五号  |

宅地開発事業の基準に関する条例

題名改正〔昭和五八年条例一二号・平成一三年三五号〕

(目的)

第一条 この条例は、相当規模の宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定めて、その適正な施行を確保し、もつて開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに健全な生活環境の保全を図ることを目的とする。  
一部改正〔昭和四十七年条例二四号・五八年一二号・平成一三年三五号〕

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地開発事業主として建築物の建築又はコンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシュプラント並びに危険物（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百六条第一項の表の危険物の種類の欄に掲げる危険物をいう。）の貯蔵若しくは処理に供する工物であつて、規則で定めるものの建設の用に供する目的で一団の土地について行う土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- 二 開発区域 宅地開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 三 事業主 宅地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- 四 工事 施行者 工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。  
一部改正〔昭和四十六年条例四二号・四四号・六一号・五八年一二号・平成一三年三五号〕

(適用事業)

第三条 この条例の規定は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域以外の地域において行われる〇・五ヘクタール（次の表の上欄に掲げる市町村の区域にあつては、それぞれ当該下欄に定める面積）以上一ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業（都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第二十二條の三第二項の規定の適用を受ける宅地開発事業、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う宅地開発事業並びに規則で定める宅地開発事業を除く。）について適用する。

旭市、勝浦市、市原市（昭和四十二年十月一日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域を除く。）、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市及びいすみ市（平成十七年十二月五日における合併の日の前日における夷隅郡大原町の区域に限る。）並びに香取郡神崎町及び東庄町、長生郡長柄町並びに安房郡鋸南町	〇・三ヘクタール
市原市（昭和四十二年十月一日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域に限る。）	〇・一ヘクタール

全部改正〔昭和四十七年条例二四号〕、一部改正〔昭和四十八年条例一二号・四十九年二五号・五〇年一六号・五二年一二号・五八年一二号・六一年一二号・平成四年三七号・七年二二号・九年二〇号・一一年三四号・四四号・一三年三五号・一六年四九号・五七号・一七年四九号・一〇一号・二八年五五号〕

(事業主の責務)

第四条 事業主は、宅地開発事業の計画を策定するに当たり、県及び開発区域の所在する市町村が定め、かつ、公表した土地利用又は開発に関する計画との整合が図られるよう努めなければならない。

全部改正〔昭和四十七年条例二四号〕、一部改正〔昭和五八年条例一二号・平成一三年三五号〕

第五条 削除

〔平成一三年条例三五号〕

(設計の基準)

第六条 工事の設計は、別表に規定する設計の基準に適合するように定めなければならない。

全部改正〔平成一三年条例三五号〕

(設計の確認)

第七条 事業主は、工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の設計が前条に規定する

- 基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の確認に当たっては、開発区域の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の確認を受けようとする事業主は、確認申請書に事業計画書その他規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開発区域の位置、区域及び面積
- 二 工事の設計
- 三 工事の施工者
- 四 その他規則で定める事項

- 5 知事は、第一項の確認をしたときは、当該確認を申請した者（以下「申請者」という。）にその旨を通知しなければならない。
- 6 知事は、事業計画書に記載された工事の設計が前条に規定する基準に適合しないと認めたとし、又は事業計画書及び添付書類の記載によつては同条に規定する基準に適合するかどうかを判断するに足りぬときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を全部改訂申請者にその旨を通知しなければならない。
- 全部改正〔昭和四七年条例二四号〕、一部改正〔昭和五八年条例一二号・平成一三年三五号〕

- （設計等の変更）
- 第八条 事業主は、第七条第一項の規定により確認を受けた工事の設計を変更しようとするときは、当該変更に係る工事の設計が第六条に規定する基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。
- 2 事業主は、工事施工者を変更した場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第二項から第六項までの規定は、第一項の確認について準用する。
- 一部改正〔昭和四六年条例四二号・四七年二四号・五八年一二号・平成一三年三五号〕

- （遵守義務）
- 第八条の二 第七条第一項の確認を受けた事業主は、当該確認に係る工事の設計（前条第一項の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの。）に従つて工事を施行しなければならない。
- 追加〔昭和五八年条例一二号〕

- （防災等の措置）
- 第九条 事業主は、工事の施行の間は、当該工事の施行により、開発区域の周辺の地域における交通に支障を及ぼし、排水路その他の排水施設、水路及び河川（以下「排水施設等」という。）の排水又は水に支障を及ぼし、又はその周辺の地域に土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後において、事業主で施行された工事によつて生ずると予想される災害を防止し、かつ、その工事によつて開発区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように前項に規定する措置を講じなければならない。
- 一部改正〔昭和四六年条例四二号〕

- （工事の廃止等）
- 第十条 事業主は、第七条第一項の確認を受けた工事を廃止し、又は二箇月以上工事を中止しようとするときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 一部改正〔昭和四六年条例四二号・四七年二四号〕

- （工事完了の検査等）
- 第十一条 事業主は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について工事を完了したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、すみやかに当該届出に係る工事について検査し、当該工事がその設計に適合していると認めるときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。
- 一部改正〔昭和四六年条例四二号〕

- （承継）
- 第十一条の二 第七条第一項の確認を受けた事業主の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該確認に基づく地位を承継する。
- 2 前項の規定により当該確認に基づく地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、この旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第七条第一項の確認を受けた事業主は、当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該確認を受けた事業主が有していた当該確認に基づく地位を承継することができる。
- 追加〔昭和五八年条例一二号〕、一部改正〔平成一三年条例三五号〕

- （監督処分）
- 第十二条 知事は、宅地開発事業がこの条例の規定に違反して施行されたときは、その事業主、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めてその違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 一部改正〔昭和五八年条例一二号・平成七年六四号・一三年三五号〕

- （立入検査）
- 第十三条 知事は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 一部改正〔平成七年条例六四号〕

- （報告の徴収、勧告等）
- 第十四条 知事は、工事に関し、事業主又は工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対し、この条例の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。
- 一部改正〔昭和四六年条例四二号・五八年一二号〕

- （手数料）
- 第十五条 第七条第一項又は第八条第一項の確認を受けようとする者は、使用料及び手数料条例

(昭和三十一年千葉県条例第六号)に定めるところにより手数料を納めなければならない。  
一部改正〔昭和四十六年条例四二号・四七年二四号〕

(委任)  
第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
全部改正〔昭和四十六年条例四二号〕

(罰則)  
第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
一 第七条第一項、第八条第一項又は第八条の二の規定に違反して工事を施行した者  
二 第十二条の規定による知事の命令に違反した者  
一部改正〔昭和四十六年条例四二号・四七年二四号・五八年一二号・平成四年三七号・七年六四号〕

第十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。  
一 第十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
二 第十四条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者  
一部改正〔平成四年条例三七号〕

(両罰規定)  
第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。  
一部改正〔平成四年条例三七号〕

(過料)  
第二十条 第八条第二項又は第十条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。  
追加〔平成四年条例三七号〕、一部改正〔平成一一年条例五一号〕

附 則

- (施行期日)  
1 この条例は、昭和四十五年一月一日から施行する。
- (経過規定)  
2 この条例の施行の際現に工事に着手している宅地開発事業については、第四条から第十五条までの規定は適用しない。  
一部改正〔昭和四十六年条例四二号〕
- 3 前項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。  
(使用料及び手数料条例の一部改正)
- 4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。  
別表第二に次のように加える。

宅地開発事業の基準に関する条づくも	宅地開発事業設計確認申請手数料	開発区域の面積が、〇・五ヘクタール以上一ヘクタール未満のもの	一件につき	一万五千元
		開発区域の面積が、一ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの	一件につき	三万円
		開発区域の面積が、五ヘクタール以上十ヘクタール未満のもの	一件につき	五万円
		開発区域の面積が、十ヘクタール以上二十ヘクタール未満のもの	一件につき	七万円
		開発区域の面積が、二十ヘクタール以上のもの	一件につき	九万円
	宅地開発事業設計変更確認申請手数料	開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額に十分の一を乗じて得た額		
		新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額(その面積が、〇・五ヘクタール未満の場合は五千元)		
		開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積(新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。)に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額に十分の一を乗じて得た額		

附 則 (昭和四十六年七月二十一日条例第四十二号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二十一日条例第四十四号)

この条例は、昭和四十六年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年十月二十五日条例第六十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和四十七年一月一日から施行する。
- (経過措置)  
2 この条例の施行の際現に茂原市及び東金市並びに印旛郡八街町、富里村及び栄町、香取郡下総町、神崎町、大栄町及び多古町、山武郡大網白里町、山武町及び芝山町並びに長生郡一宮町、長生村、白子町及び本納町の区域で工事に着手している一ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、この条例による改正後の宅地開発事業の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四条から第十五条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により改正後の条例第四条から第十五条までの規定の適用を受けない宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、当該宅地開発事業について、

規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

附 則（昭和四十七年七月十五日条例第二十四号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一号）第七条の規定の適用を受ける区域において工事に着手している宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条から第十五条までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表下欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の条例第四条から第十五条までの規定は、適用しない。

銚子市、館山市、八日市場市、旭市、勝浦市及び鴨川市並びに海上郡飯岡町、匝瑳郡光町及び野栄町、山武郡九十九里町、成東町、松尾町、蓮沼村及び横芝町、夷隅郡御宿町、大原町及び岬町並びに安房郡白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町	一ヘクタール
茂原市（昭和四十七年五月一日における合併の日の前日における長生郡本納町の区域に限る。）及び市原市並びに印旛郡富里村及び栄町、香取郡下総町及び大栄町、山武郡大網白里町並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町	〇・五ヘクタール

4 前二項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

5 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第六条第一項の規定により申請書の提出されている大規模宅地開発事業については、改正後の条例第四条、第五条及び第七条第三項の規定は、適用しない。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条第一項の申請書の提出されている宅地開発事業の工事の設計の確認については、なお従前の例による。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

7 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

次のよう（略）

別表第三に次のように加える。

次のよう（略）

附 則（昭和四十八年四月一日条例第十二号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十八年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表下欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例第四条から第十五条までの規定は、適用しない。

木更津市、佐原市及び君津市並びに香取郡小見川町及び東庄町、長生郡長柄町並びに安房郡富浦町、富山町、鋸南町及び三芳村	一ヘクタール
富津市並びに香取郡多古町及び山武郡芝山町	〇・五ヘクタール
印旛郡八街町及び富里村並びに香取郡下総町及び大栄町	〇・三ヘクタール

3 前項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

4 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業の基準に関する条例第七条第四項の申請書の提出されている宅地開発事業の工事の設計の確認については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年三月三十日条例第二十五号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和四十九年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次の表の上欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表下欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例第四条から第十五条までの規定は、適用しない。

東葛飾郡関宿町、香取郡山田町、栗源町及び干潟町、海上郡海上町、長生郡睦沢村及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び夷隅町	一ヘクタール
木更津市、東金市及び君津市並びに香取郡神崎町並びに山武郡山武町及び松尾町	〇・五ヘクタール
山武郡横芝町	〇・三ヘクタール

3 前項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

附 則（昭和五十年三月十七日条例第十六号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十六日条例第四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月十六日条例第十二号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十八年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に市原市（昭和四十二年十月一日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域に限る。）並びに山武郡大網白里町及び山武町の区域において工事に着手している〇・三ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、なお従前の例によ

- る。
- 3 この条例の施行の際現に工事に着手しているゴルフ場等の開発事業については、なお従前の例による。
- 4 第二項の宅地開発事業及び前項のゴルフ場等の開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 附 則（昭和六十一年三月二十日条例第十二号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成四年三月二十六日条例第三十七号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成四年五月六日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例（第三条の表の改正規定を除く。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成七年三月十日条例第二十二号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成七年十月十三日条例第六十四号）  
この条例は、平成八年四月一日から施行する。  
附 則（平成九年七月十五日条例第二十号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成十一年七月十六日条例第三十四号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成十一年十月十九日条例第四十四号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成十一年十二月二十二日条例第五十一号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成十三年七月六日条例第三十五号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業等の基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第七條第一項の確認を受けた一ヘクタール以上の宅地開発事業等であって、工事に着手しているものについては、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第七條第四項の確認申請書が提出されている宅地開発事業等（都市計画法施行令第二十二條第三第二項の規定の適用を受ける宅地開発事業等以外の宅地開発事業等）は、それぞれ改正後の条例の相当規定による申請又は確認を受けたものとみなす。
- 附 則（平成十六年六月二十五日条例第四十九号）  
この条例は、平成十六年七月一日から施行する。  
附 則（平成十六年十月十五日条例第五十七号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則（平成十七年四月八日条例第四十九号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例は、平成十七年七月一日から施行する。  
附 則（平成十七年十月二十五日条例第一百号抄）  
（施行期日）
- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 （前略）第十九條（中略）の規定 平成十七年十二月五日  
二 （前略）第二十條（中略）の規定 平成十八年一月二十三日  
三 （前略）第二十一條（中略）の規定 平成十八年三月二十日  
四 （前略）第二十二條（中略）の規定 平成十八年三月二十七日  
附 則（平成二十八年十月二十五日条例第五十五号）  
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第六條）

区分	設計の基準
道路	<p>一 道路の幅員は、六メートル（その周辺の状況により通行上支障がない場合は、四メートル）以上でなければならない。</p> <p>二 主要な道路は、開発区域外の幅員六メートル以上の道路（開発区域の周辺道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していなければならない。</p> <p>三 道路は、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように砂利敷その他の規則で定める構造とし、かつ、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街きよその他適当な施設が設けられていなければならない。</p> <p>四 道路は、行き止まりの構造としてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該道路について、他の道路（行き止まりの構造のものを除く。以下同じ。）との接続が予定されている場合</p> <p>ロ 道路の延長（既存の幅員六メートル未満で行き止まりの構造の道路に接続する道路にあつては、当該行き止まりの構造の道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下同じ。）が三十五メートル以下の場合</p> <p>ハ 道路の終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ニ 道路の延長が三十五メートルを超える場合で、当該道路の終端及び三十五メートル以内の区間ごとに規則で定める基準に適合する自動車</p>

	<p>の転回広場が設けられている場合          六 道路の幅員が、六メートル以上の場合          七 道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、それぞれの角地について、当該角地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが三メートル（当該角地の周辺の状況によりやむを得ない場合は、車両の通行上支障がない長さ）以上の隅切りを設けなければならない。          八 道路は、階段状の上り下りをしてはならない。ただし、歩行者の通行の用に供する道路は、安全上支障がないと認められる場合にあっては、規則で定める基準に適合する階段を設けることを妨げない。          九 道路が屈曲し、又は道路に接してがけ、水路等が存するため、交通上危険のある箇所には、防護さくその他適当な防護施設を設けなければならない。          十 道路の縦断こう配は九パーセント以下とし、横断こう配は雨水等を有効に排出するため適当と認められる値としなければならない。ただし、場縦断こう配について、地形等の状況によりやむを得ないと認められる場合は、当該縦断こう配を小區間に限り十二パーセント以下とすることができる。</p>
公園等	<p>一 ○・五ヘクタール以上の開発区域にあつては、当該開発区域内に、面積の合計が当該開発区域の面積の三パーセント以上の面積の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設けなければならない。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合、開発区域内に予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が一である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p>
排水施設	<p>一 排水施設は、五年に一回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排水できるものでなければならない。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。          二 排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外の排水施設等又は海域に接続していなければならない。          三 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造でなければならない。          四 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造らなければならない。          五 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けなければならない。          六 排水施設のうち暗きよである構造の部分にあつては、管きよの始点、下水の流路の方向、こう配又は横断面が著しく変化する箇所その他管きよの維持管理上必要な箇所に、ます又はマンホールを設けなければならない。</p>
消防水利	<p>一 開発区域又はその周辺の地域に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合において、規則で定めるところにより、消防の用に供する水利施設を設けなければならない。</p>
地盤	<p>一 地盤の軟弱な土地、出水のおそれがある土地又は著しく傾斜した土地等が開発区域に含まれているときは、地盤改良、盛土、段切り等安全上必要な措置を講じなければならない。</p>
擁壁	<p>一 開発区域内にがけ面があるとき、又は切土若しくは盛土をした土地の部分にがけ面が生ずるときは、当該がけ面を擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分で次のいずれかに該当するもの又は土質試験等に基づく地盤の安定計算により擁壁で覆う必要がないと認められるがけ若しくはがけの部分のがけ面については、この限りでない。          イ 土質が軟岩（風化の著しいものを除く。以下同じ。）、風化の著しい岩又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの（以下「砂利等」という。）であつて、かつ、こう配が六十度（風化の著しい岩である場合にあつては四十度、砂利等である場合にあつては三十五度）以下のもの          ロ 土質が軟岩、風化の著しい岩又は砂利等である場合にあつては四十度を超え八十度以下（風化の著しい岩である場合にあつては四十度を超え五十度以下）、砂利等である場合にあつては三十五度を超え四十五度以下のもの、その上端から下方に垂直距離が五メートル以内の部分          二 一ただし書の規定によりがけ面を擁壁で覆うことを要しないときは、石張り、芝張り等の処置により当該がけ面を保護しなければならない。          三 切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面において、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるようにこう配をとらなければならない。</p>